

倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第7号

倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業運営規則の一部を改正する規則

第1条 倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業運営規則（平成12年倉吉市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（事業の内容） 第2条 事業の内容は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） 略 （3） 略 （対象者） 第3条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上の者であって、基本的生活習慣が欠けているため、心身機能の低下のため又は家に閉じこもりがちなために生活機能が低下し、又はそのおそれがあるもののうち、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 （1） 略 （2） <u>前条第2号の事業</u> 次のいずれかに該当する者 ア・イ 略 （3） <u>前条第3号の事業</u> 一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者 （利用回数） 第4条 この事業の利用回数は、対象者及びその世帯の状況に応じて、対象者1人につき次に掲げる範囲内で市長が定める。 （1） 略 （2） 生活管理指導短期宿泊事業 年14日以内	（事業の内容） 第2条 事業の内容は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>生活管理指導員派遣事業</u> <u>生活管理指導員が高齢者の自宅において、日常生活における基本的生活習慣の習得、対人関係の構築等に関する指導及び支援をする事業</u> （3） 略 （4） <u>軽度生活援助事業</u> <u>高齢者の自宅において、日常生活における軽易な作業の手伝い、援助等を行う事業</u> （5） 略 （対象者） 第3条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上の者であって、基本的生活習慣が欠けているため、心身機能の低下のため又は家に閉じこもりがちなために生活機能が低下し、又はそのおそれがあるもののうち、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 （1） 略 （2） <u>前条第2号の事業</u> <u>要介護認定等を受けていない者</u> （3） <u>前条第3号の事業</u> 次のいずれかに該当する者 ア・イ 略 （4） <u>前条第4号及び第5号の事業</u> 一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者 （利用回数） 第4条 この事業の利用回数は、対象者及びその世帯の状況に応じて、対象者1人につき次に掲げる範囲内で市長が定める。 （1） 略 （2） <u>生活管理指導員派遣事業</u> <u>年52回以内（1回につき1時間以内とする。）</u> （3） 生活管理指導短期宿泊事業 年14日以内

<u>(虐待対応等で市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。)</u> <u>(3) 略</u>	<u>(4) 軽度生活援助事業 年12回以内(1回につき2時間以内とする。)</u> <u>(5) 略</u>
---	---

第2条 倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業運営規則の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号の規定中

「
 (特定高齢者通所介護事業
 生活管理指導員派遣事業
 生活管理指導短期宿泊事業
 軽度生活援助事業
 配食サービス事業)
 」を

「
 (特定高齢者通所介護事業
 生活管理指導短期宿泊事業
 配食サービス事業)
 」に改める。

附 則

この規則は、倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例(令和7年倉吉市条例第10号)の施行の日から施行する。